

ベネズエラ・チャベス政権、「反省」から「再出発」へ -- 憲法改正国民投票から地方選挙に向けた内政動向（分析レポート）

著者	林 和宏
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	152
ページ	28-34
発行年	2008-05
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00046937

ベネズエラ・チャベス政権、「反省」から「再出発」へ

林 和宏

— 憲法改正国民投票から地方選挙に向けた内政動向

一九九九年の大統領就任以来、度重なる選挙・国民投票で勝利を重ねてきたチャベス政権が、二〇〇七年二月二日に実施された憲法改正国民投票で初の敗北を喫した。こうした民意を受けて、チャベス政権は、一〇年目を迎える二〇〇八年を「反省」と「再出発」の年と位置づけ、年明けとともに、大幅な内閣改組や、ベネズエラ統一社会党（PSUV）結成への動きを開始した。

チャベス大統領は、国民投票後すぐに、実現しなかった憲法改正を、国会あるいは国民の発意に基づく国民投票を通じて実現させようとする「第二の攻勢」の開始を宣言しているが、同時に、二〇〇八年を「選挙の年」と位置づけていることから理解できるように、既にその視線は今年一月に実施が予定されている地方選挙に向いている感が強い。自身の民主的正統性を、民意が反映される選挙での勝利に置いてきたチャベス大統領にとって、昨年一月二日に続く「二連敗」は、その正統性を揺るがしかねない致命傷となる。

チャベス大統領は、本来であれば落とすはずのない選挙区で総じて「改正反対」が勝利したことを受け、憲法改正国民投票に向けた選挙運動を疎かにした各地方自治体首長やチャベス大統領の勝利を

確信するがゆえに慢心し、投票所に足を運ばなかった支持者に、「負債」を返済するよう命じているが、地方レベルでのリーダーシップの再検討を迫る地方選挙での勝利は、「再出発」を掲げるチャベス政権の試金石とも言えよう。

社会主義推進に向けた「五つの原動力」の一つに位置づけられた憲法改正が国民により棄却された国民投票以降のベネズエラにおける社会主義はどこに向かうのであろうか。本稿では、まずチャベス大統領提案の憲法改正案の概要及びその棄却を概観するとともに、国民投票で表明された民意を踏まえ、チャベス大統領が特に今年に入ってから開始した一連の内政動向を整理することを通じて、社会主義推進に向けたチャベス派の葛藤を描写することを目的とする。

● 憲法改正国民投票

二〇〇七年八月一五日にチャベス大統領の手により国会に提出された憲法改正案は、全三三三条よりなり、インフォーマル労働従事者等にも労働権を保障する基金設立（第八七条）や労働時間の短縮（第九〇条）をはじめとする人権擁護を主眼としたものから、代表制民主主義により真の意味での政治参加から阻害されてきた人々に権限

を付与し、参加型民主主義の促進を目指す「人民権力」概念の拡張等、それ自体必ずしも批判される要素ばかりを包含するものではない。

しかしながら、解釈次第によっては私有財産を制限することになるとの懸念を惹起した所有権の多様化（第二二五条）、大統領任期の一年延長（六年から七年）や「一度のみの連続再選」規定の削除（第二三〇条）は、「キューバ型共産主義」同様の「終身大統領制」を確立することになるとの批判を受けた。また中央銀行の自律性廃止（第三二八条）、「反帝国」としての「ポリール軍」への名称変更（第三二八条）といった改正は、反政府メディアがヒステリックなまでにネガティブ・キャンペーンを展開したこともあり、国民の間に拒絶感を生み出していく。

一九九九年に成立した現行憲法第三四三条によると、改正案は国会で三度の審議（及び承認）を経る必要がある。これに従い第二読解までが恙無く終了したが、第三読解になって突如国会議員が上記三三条に加えて三六条を追加したことにより、計六九条の改正案が承認された。この中には、選挙権の一八歳から一六歳への引き下げ（第六四條）、共和国外交における反帝国・植民地主義、多極主義原則の明記（第一五二條）、「地方分権促進」文言の削除（第一五七條）、ベネズエラの社会経済体制の定義として、「社会主義、反帝国主義、人間主義」といった概念の追加（第二九九條）、憲法修正・改正及び制憲議会招集の要件引き上げ（第三四一、三四二、三四八條）等が含まれる。このように追加された改正事項の内容以上に批判を集めたのは、皮肉にも、直接民主主義を主張するチャベス大統領の憲法改正に向けた拙速に起因する、国民の議論のプロセスへの「不参加」であったと言える。

二〇〇七年年頭に結成された憲法改正大統領諮問委員会が厳に守秘を貫いたために、改正案の全貌が明らかになるのは、チャベス大統領が国会に同案を提出した八月一五日以降のことであった。それ以降、政府、国会あるいは草の根のチャベス支持グループ等が一致協力し、公共空間での改正案の配布や家庭訪問を実施したため一定

の理解は得られたと言える。しかしながら国民投票まで一カ月強を残したのみの時点で、上記三六条が追加されたことにより、そもそも難解な概念群と相まって、国民不在の改正論議を招来することに帰結した。反政府政党や学生運動といった主として「改正反対」を唱えるセクターは、チャベス大統領の拙速を批判するとともに、国民投票を議論の熟する二〇〇八年以降に延期するよう要請したのである。また、国民投票に際して、改正案につき一括して「賛成」か「反対」を問うのではなく、条項毎にその賛否を問うようにとの要請もあつたが、結局受け入れられず、全国選挙評議会の発表通り、国民投票は二月二日の日曜日に実施されることとなった。

●敗北と「第二の攻勢」

昨年二月二日に実施された憲法改正国民投票の開票結果が発表されたのは、翌三日の午前一時を少し回った頃であった。全国選挙評議会（CNE）のルセナ委員長が、今後の開票作業の過程でこの結果が覆ることはないかと断った上で発表した途中結果は、大方の予想を裏切り、改正反対の僅差での勝利であった。昨年の大統領選挙で再選したチャベス大統領の得票率が六二・八％であったことを勘案すると、二ブロックに分けてその賛否が問われた国民投票時の得票率（AブロックⅡ賛成四九・二％、反対五〇・七％、BブロックⅡ賛成四八・九％、反対五一・〇％）が示すのは、チャベス大統領自身によって提出された今次憲法改正案が、反政府勢力のみならず広範なチャベス支持者からも拒否されたという事実である。

とは言え、こうした投票結果とは裏腹に、チャベス大統領が潔く敗北を認め、無用な混乱を回避したことは、各国政府を含めた諸セクターをしてチャベス政権の民主的性格を賞讃させたと同時に、秘密投票の侵害がかねてより囁かれてきたベネズエラの選挙システムの透明性を証明することに成功した印象が強い。しかし、翌四日、僅差での勝利を望まないとし、反対派の勝利を祝福した舌の根の乾かぬうちに、チャベス大統領は、自身の任期中に、国民あるいは国会によるイニシアティブを通じて再度憲法改正を試みる事ができ

とし、かかる「第二の攻勢」に備えるよう主張している（ラウル・イサイアス・バドゥエル前国防相との筆者インタビュー、二〇〇七年一月六日）。

これに対し、一月二日、チャベス大統領は、国会で恒例の年頭演説を行い、任期半ばにあたる二〇一〇年には自身に反対する国民が大統領罷免投票の権限を獲得すると述べ、もし仮に、反政府側を中心とするセクターが罷免投票を実施しないのであれば自ら罷免投票を実施すると発言した。同時に、ここでは単に大統領の罷免を問うだけではなく、今次憲法改正国民投票で棄却された第二三〇条の修正、つまり大統領の無制限連続再選に対する賛否を問うと主張したのである。

いずれにしても、大統領自身が二〇〇八年を「選挙の年」と規定したように、今年後半に控える地方選挙及びそれに向けた選挙運動もあるため、「第二の攻勢」が今年中にかけられる可能性は少ない。憲法改正国民投票時に、チャベス支持区と見られた諸地域で「反対」が勝利した現実を考えるならば、まずはその体制の立て直しを通じてチャベス人気の回復こそが優先事項となる。そして、その選挙戦略の一つが次節で述べる「人事」とも関わってくる。

●内閣改造

反政府側メディア等の論調に依るならば、国民投票での敗因は概して私有財産権の侵害及びチャベス大統領の終身大統領制に対する危機感の表明と言えらるるかも知れない。しかし同時に指摘されるのは、特にチャベス支持者の多くが属するとされる貧困層に特に甚大な被害を与える治安悪化、基礎食料品の品不足、ゴミ、インフレ、失業といった生活レベルでの諸問題に対する政府の対応の欠如が、国民投票において政府に対する「懲らしめ」として表明されたとの見解である。一本の牛乳やベネズエラの食卓に欠かせない小麦粉等といった基礎食料品を入手するために、早朝から数時間にわたって小売店の前で列を成すことは、代理となりうる部下や家政婦を持たない貧困層の生活リズムに大きな影響を与える。また治安の問題も

ると述べるとともに、「改正反対」の勝利を「糞のようなもの」と否定し、「第二の攻勢」をかけると高らかに宣言したのである。

昨年の退役以降、チャベス大統領の掲げるベネズエラ型社会主義批判の急先鋒となったバドゥエル前国防相は、「社会主義」を明文化する今次改正案が、一九九九年憲法の基本原則である政治的多元性の擁護（第二条）と背反すると主張し、民主憲法に対するクーデター行為であると批判した。同国防相によると、絶対君主制の経緯を基に、フランス革命を経て登場した近代憲法は、権力の濫用を防止することがそもそもの主旨であった。しかしながら、今次憲法改正で明らみに出たのは、チャベス大統領への権限集中、国民不在の改憲論議であった。さらにバドゥエル国防相は、年明け早々にも再度の国民投票実施に向けたチャベス派による署名活動が開始される

同様に、警備員、防犯システムや移動の手段を持たない貧困者居住区では切実な問題である。

ベネズエラの世論調査会社である DataAnalysis社が国民投票直後実施した世論調査結果によると、回答者の五二・七％が治安悪化を国内の最大の問題であると指摘しており、続く失業の一六・七％に大きく差をつけている。また、厚生分野（満足度五九％）や教育（満足度六二％）における政府の努力を肯定的に捉える回答とは対照的に、政府の治安対策に満足を表明した者はわずか八・二％で、警察行政（一一・四％）に対する（不）満足度にもベネズエラにおける問題の所在が明示されている（二〇〇八年一月八日付 *El Universal* 紙）。

こうした状況の改善に向け、チャベス大統領は二〇〇八年を「見直し」「訂正」「再推進」の年として、政権の効率化を唱えて一三名におよぶ大幅な内閣改造を実施した。チャベス大統領の就任以来、今次改造により、実に二九人も閣僚が交替している計算となる。大統領選挙での圧勝を経て、翌二〇〇七年にはランヘル副大統領の交替を含む大きな内閣改造を行っているが、同元副大統領やイストゥリス前教育・スポーツ大臣といった、反政府、外交団、メディア、教会あるいは企業等といった広範なセクターに対する窓口となってきたこれらの有力閣僚の辞任は、同時にチャベス政権の急進化を意味するものと解釈された。しかし、こうした急進化の帰結としての国民投票敗退は、チャベス大統領をして、社会主義のイデオロギー的洗練よりも、国民の信頼を回復するための有能な政府のイメージ回復に向けた布陣を検討させるに至るのである。

二〇〇七年一月九日に結成された国民投票選挙対策委員会「コマンド・サモラ」のトップを務めたロドリゲス副大統領やララ通信・情報大臣という幹部の辞任を筆頭に、国民から強い批判を受けてきた治安問題や基礎食糧品不足を管轄する内務・司法大臣、食糧大臣が辞任した他、インフレ対策の失敗の責任を負って財務大臣をはじめとする経済関連諸閣僚が交替した。また、こうした事実関係のみならず、政権を取り巻くイメージの回復に向けて、メディア理論家

で *Talca* 社長（元通信・情報相）のアンドレス・イサーラをララ大臣の後任に充てている。

ラモン・カリサレス前住宅大臣の副大統領就任をはじめとする今次内閣改造の評価は時期尚早であろうが、治安当局による拷問によって殺害された「社会主義リーグ」（L.S.）党指導者であった父ホルへの印象を受け継ぎ急進的な印象の強いロドリゲス前副大統領と比較し、テクノクラートとしてのイメージが強く、中立的な印象を持つカリサレス副大統領は、国民投票敗北を受けての人事としては表面的には妥当と言えるのかも知れない。しかし、住宅大臣時代にさしたる実績を残していないカリサレス氏の副大統領就任は驚きをもって報じられ、士官学校でチャベス大統領の一年先輩にあたる信頼置ける「友人」であることのみが強調された。また、FARC人質解放劇の立役者となったロドリゲス・チャシン内務・司法大臣が、一九八八年に発生したコロンビアとの国境周辺における民間人虐殺事件における治安維持部隊の責任者として追及される等、チャベス政権につきまとうダークな側面が必ずしも払拭仕切れたとは言えない。

●地方選挙に向けた動き

①政府側の動き

同時に注目されるのが、国会第二副議長に「皆のための祖国」（PPT）党書記長のホセ・アルボルノス議員が就任した点である。チャベス大統領は二〇〇七年初頭にベネズエラ統一社会党結成を主張し、連立与党を組むPPTやベネズエラ共産党（PCV）、社会民主主義党（Podemos）にも同党に参加するよう呼びかけていたが、これら少数与党は自党のアイデンティティ維持や新党内部での影響力低下等を懸念して合流を拒否していた。とりわけ、憲法改正国民投票の選挙運動の過程において、明確に改正案の権威主義を批判し、学生運動や反政府政党との連絡を維持しつつ、社会主義と民主主義の共存可能性を主張し始めたPodemosは、事実上の反政府側とチャベス大統領に見なされており、その他の政党に対しても大統領

のみならず急進的な革命路線の継続を目指すチャベス支持者により厳しい批判が浴びせられた。Podemosは、国家が人民に権力を与えるのではなく、人民が本来有している権力を国家が承認するというのが、真に民主的な形式であると主張することにより、チャベス政権の掲げる参加型民主主義に疑義を突きつけたのである（二〇〇七年一月三日、フレディ・グスマン Podemos 中央委員との筆者インタビュー）。

しかし、チャベス大統領は二〇〇八年に入って、一九九八年の大統領選挙時に選挙対策委員会として活躍した、複数のチャベス支持政党からなる「愛国同盟」（PP）再結成を呼びかけ、一月に実施が予定されている地方選挙に向けたチャベス支持派の結束を呼びかけている。これは、チャベス大統領が「負債」という言葉で表現した点からも明らかのように、憲法改正国民投票で、チャベス大統領支持区であるとされていた選挙区が次々と反政府側の手に落ち、社会政策や奨学金支給等により政府からの恩恵に浴していた支持者が、手のひらを返したように憲法改正反対を表明したことに起因している。ここでチャベス大統領は、PPT、PCVを中心とする左派政党や各種社会・住民運動を糾合していくことによってしか、地方選挙における巻き返しを図る手段はないと踏んだかのように見える。

次節で触れるように、チャベス大統領はイデオロギー的整合性に欠ける選挙マシーンとしての第五共和国運動党（MVR）を否定し、社会主義革命を推進可能なPSUVの結成を急いでいる。しかしそれに反するように、純粹に選挙マシーンとしての役割を期待されたPPの再結成を主張するに至る。「裏切り者」であるPPTのアルボルノス議員の第二副議長就任は、国会内でも強い批判を受けたが、同第二副議長にインタビューした『エル・ウニベルサル』紙のディアス記者によると、同ポスト就任は他ならぬチャベス大統領の意向によるものであり、同大統領からの直接の要請に基づき実現したものである（二〇〇八年一月一日、サラ・カロリーナ・ディアス記者との筆者インタビュー）。このことは、かつて自らが反政府サイ

ドの一步手前にまで追い込んだこれら少数政党の力を借りてまでも地方選挙に勝利しようとするチャベス大統領の必死さと、国民投票敗北の意義を暗示するものである。

こうしたなりふり構わぬ姿勢は、前節で見た内閣改造にも見いだすことができる。同改造は、名目上は政府の効率化を意図するものであるが、同時にチャベス大統領の信頼が厚い前閣僚が地方選挙の有力候補として名を連ねている点に注目する必要がある。PSUV結成の事実上の最高責任者に任命されたロドリゲス前副大統領は別として、既にララ前通信・情報大臣がバドゥエル前国防相出馬が噂されるグアリコ州知事、カベサス前財務大臣が激戦区のスリア州知事、ベラスケス前国民参加・社会保障大臣がスクレ州知事にそれぞれ立候補することが報じられている。また、MVRの最高幹部（党中央委員）の一人で、閣僚入りが度々報じられたことのあるダリオ・ビバス国会議員（首都区庁長官）、憲法改正大統領諮問委員のカルロス・エスカラ議員（アラグア州）、国会内の主流である社会主義議員連盟の長であるマリオ・イセア議員（スリア州）といった有力議員や、チャベス派内で最もその業績が評価されるピエルマ・モラ徴税監督庁長官（バルガス州）あるいはアイサミ内務次官（メリダ州）のように指導力があり、有能かつメディア露出の多いチャベス派幹部が「効率性重視」の今次内閣改造時に入閣しなかった経緯は、地方選挙を見越したものであると見る事ができる。

② 団結する反政府

昨年一二月の憲法改正国民投票における改正「反対」の勝利は、二〇〇六年の大統領選挙でチャベス大統領が七〇〇万票の得票で再選したことを考えると、三〇〇万票減らしたわけであり、政府に対するチャベス派内部からの不満の表出であったと見る向きが強い。しかし同時に、「反対」の勝利に向けて、こうした不満を投票行為に結実させた反政府側の努力も評価されるべきであろう。

全国選挙評議会（CNE）の不正と秘密選挙の侵害を糾弾して、反政府側がほぼ全ての立候補を取り下げた二〇〇五年の国会議員選挙から二年が経過したが、同選挙で棄権路線を主導した民主行動党

(AD)も当初は国民投票での棄権を主張していたが、最終的には「反対票を投じるよう支持者に要請し、反政府サイドにも一体感が戻った」。

国民投票での勝利はさらに反政府側の一体感を高揚させた。ペレス・ヒメネス軍事独裁政権が終焉を迎えた一九五八年一月三日から五〇年を迎える同日、ADは言うに及ばず、ロサレス前大統領候補(スリア州知事)所属の新時代党(UNT)、キリスト教社会党(COPEI)、正義第一党(PJ)、社会主義運動党(MAS)その他の反政府主要政党は会合を開き、一月に開催予定の地方選挙に向けた超党派での「統一候補」擁立を確約する合意に署名したのである。各党の有力候補者達は、コンセンサスに基づく候補者選出、あるいはそれがかなわない場合には、世論調査や事前投票を採用しての選出に賛同の意を表明した。

この他、一月三日合意には署名していないものの、与党を割って出たPodemosの有力政治家やバドゥエル前国防相といった知名度のある人物の地方選挙出馬が報じられている。各選挙区における勢力争いが目立つPSUV諸候補、あるいはチャベス大統領の呼びかけにもかかわらず、PPの再結成が遅滞しており、PPT等は独自候補の擁立を発表していることなどから、こうした状況より漁夫の利をさらう形で、反政府候補が台頭する可能性も否定できず、政府側の結末が急務となっている。

●PSUV結成に向けた動き

チャベス大統領が新年早々より、二〇〇八年を「選挙の年」と定め、PPの再結成を打ち出したにもかかわらず、チャベス大統領支持派内の結束が一筋縄でいかない背景には、PSUV結成の遅延がある。極端なまでの貧富の差が存在するベネズエラ社会を考察するに当たり、反帝国主義、反ネオリベラリズムを掲げるチャベス政権の存在は画期的なものであり、社会格差の是正に向けて同政権が行っている一種の実験については、頭ごなしにそれを否定できない社会的排除の歴史がある。しかし、それを念頭に置きつつも、PC

Vのヘロニモ・カレラ議長が言うように、党綱領さえできておらず、チャベス大統領自身が、「ベネズエラ型社会主義とは何か」との問いに返答できない段階では、ボリーバル革命を支持しつつも、統一与党から距離を置かざるを得ないというのももったもなしな立場である(二〇〇七年一月二四日、カレラPCV議長との同党本部における筆者インタビュー)。社会正義と富の公平な分配を社会主義と呼ぶのであるならば、自分も喜んで社会主義者を名乗ろう、とのバドゥエル前国防相(上記筆者インタビュー)の発言が端的に表現するのは、PSUVの掲げる社会主義が既に実態のある何かというよりは、議論を通じて構築されるべきものであるとの認識であり、当面は同党結成大会における草の根を巻き込んだ議論の経過を、固唾を呑んで見守ろうという静観の姿勢である。

大統領選挙に圧勝した直後の二〇〇六年二月一日にチャベス大統領により発表されて以降、延期が繰り返されてきたPSUV結成大会が、カラカス市内のサン・カルロス旧兵舎(現在は博物館)でチャベス大統領臨席のもと開催されたのは、それから実に一年以上を経た二〇〇八年一月二日のことであった。大会には同大統領の他、PSUV推進委員長であるロドリゲス前副大統領、同推進委員のカベージョ・ミランダ州知事、閣僚及び、全国各地の草の根PSUV組織である社会主義大隊(Batallón Socialista)から選抜された一六七六名の代表者が出席した。

同日の演説の中でチャベス大統領は、ある特定の個人や指導層に依存すると革命は脆弱化するとして、国民の意志に基づく運営を推進すべきであると述べるとともに、PSUV内での派閥やボリーバル主義を僭称するオリガルキーを撲滅し、直接民主主義を推進するよう主張した。「コゴジョ」と言われる伝統的な有力政治家が、党内の人事や金の流れを二元的にコントロールする権威主義こそが政治参加に対する支持者のアパシーを惹起し、引いては参加型民主主義の理念を根こそぎにするとの懸念をチャベス大統領は強調したのである。

今次結成大会の参加者には、党の指針、基本原則、党綱領案等に

関して記載された二四ページの冊子が配布されたが、今後、この冊子に基づき八週間の議論が開始される。この間、各州の社会主義大隊の代表者は毎週金曜日に地元で同冊子や新党に対する提案事項につき協議し、その内容が毎週土・日曜日に場所を移して開催される結成全国大会で取り扱われることになる。もちろん、代表者以外も定期的に社会主義大隊を開催し、そこでの提案事項が代表者を通じて全国大会に上げられる仕組みとなっている。同冊子を概観すると、党名として、PSUVの他に「社会主義ボリバル革命党」(PRBS)の名称が提案されている他、党幹部の任期を二年間とするのと、党員による毎月の寄付等についての提案がなされている。

結成への遅滞が報じられ、一時はアメリカアッチ元国会議長のようなMVRの古参が、今年の四月までにPSUVが結成されないのであれば、地方選挙に向けてMVRを再興すると発言し、物議を醸したが、ロドリゲスPSUV推進委員長によると、三月中の結成が予定されている。PPの再結成は、少なくとも同党結成を待つて実現されることとなる。

●おわりに

憲法改正国民投票に向けた一連の動きの中で、チャベス大統領の主張する参加型民主主義への疑義とともに、(チャベス支持であるとみなされる)貧困者居住区の声に耳を傾けなかったチャベス政権の幹部や地方首長に対する批判の声が他でもないチャベス派内部から噴出している。ボリバリアン・サークルやトゥパマロスのような「狂信的なチャベス支持者」と語られることの多いこれらの草の根組織は、同時に、「チャベスなきチャベス主義」と言われるチャベス派幹部の汚職や非効率を厳しく糾弾してきた。

これらの草の根の指導者達は、チャベス大統領や一部の指導層が一方的に幹部の人事を掌握する「⁽¹⁾指名民主主義」(dedo-cracia)をかつての「第四共和制」への回帰であると批判し、真なる参加型民主主義の実現を要求しつつある。今後、PSUV中央執行委員の任命、そして地方選挙における候補者擁立に際し、草の根から優秀

で革命プロセスに忠実な指導者を選出すべきとの主張が見られることは必至で、チャベス大統領もこうした声を代弁し、知名度と政治力のある有力幹部が今後立候補するようであれば、PSUVからの追放という厳罰に処すると釘を刺している。

草の根の声に耳を傾けつつ、反政府側の擁立する有力な政治家に對抗しうるような候補者を立てていくことは容易なことではあるまい。「反省」と「再出発」を掲げるチャベス政権にとって、地方選挙に向けたプロセスは、既に触れたような、治安、食糧供給、ゴミ問題といった庶民の生活に直接関わるような諸問題を地道に解決し、大統領選挙から減らした三〇〇万人もの有権者の信頼を回復する過程であると同時に、革命が有力政治家だけの専有物ではないことを「草の根」に証明し、参加型民主主義の理念を内部から問うていく厳しいものとなる。

チャベス大統領がまさしく指摘している如く、政府からの恩恵を享受しているにもかかわらず、投票に向かわなかった支持者の存在は、潤沢な石油収入のばらまきのみでは解決されない、ベネズエラに根付く諸問題の諸相を開示するものであろう。有能な大統領、国民の声を代弁する政府像の実現に向けて、チャベス政権は試練の時を迎えていると言えよう。それに対する国民の審判が下される一ヶ月の地方選挙は、チャベス政権の今後を占う上で重要なイベントとなることは論を待たない。

(はやし かずひろ／在ベネズエラ日本大使館専門調査員)

『付記』 本稿における見解は個人的なものであり、外務省並びに在ベネズエラ日本大使館の見解を代表するものではない。

紙幅の都合により割愛せざるを得なかった憲法改正国民投票の詳細については、拙稿「ベネズエラ憲法改正国民投票―チャベス大統領の敗北と内破する『チャビスタ』」(『ラテンアメリカ時報』二〇〇七／二〇〇八年冬号、(社)ラテン・アメリカ協会)を参照。